

まちなかりビング北千里植栽維持管理業務仕様書

この仕様書は、まちなかりビング北千里の植栽管理業務の実施に関して、市と指定管理者が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、基本的な事項を定める。

1 共通事項

- (1) 施設全体の安全性及び美観を保ち、街並みに溶け込む居心地のよい空間となるよう適正かつ質の高い維持管理を行うこと。
- (2) 業務の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに、適切な時期・方法により実施すること。
- (3) 維持管理に当たっては、日常の管理業務に合わせて常に周囲の状況を把握し、樹木や植物の枯損、枯枝等の早期発見に努め、適正な維持管理、安全対策を行うこと。
- (4) 高木及び中木の維持管理については、適正管理を行うとともに、外観を大きく変更する場合は事前に市と協議を行うこと。
- (5) 作業等を実施する場合には、危険防止のため作業エリアをバリケード等で囲い、看板等で注意喚起するなど、作業エリア周辺の安全確認を行い、通行人及び施設利用者の安全確保に努めること。
- (6) 作業等の実施に当たっては、できるだけ施設の休館日を充てること。
- (7) 作業等の実施に際し、通行人及び利用者の安全確保のために必要と認められる場合には、区域の全部又は一部について利用禁止又は制限を行うとともに、通行人及び利用者に対し周知及び注意喚起を行うこと。
- (8) 作業の状況や利用者の動線等を勘察し、必要に応じて誘導員を配置すること。
- (9) 刈草、枝葉等の搬出のために敷地内へ車両を乗り入れるときは、交通安全対策について常に留意し、交通事故防止に努めること。また、業務中、器具等で樹木、施設等を損傷しないよう十分注意すること。
- (10) 病虫害・害獣防除業務を適時行うこと。
- (11) 作業実施中に起きた事由により、植木その他を枯死させたときは、市と協議の上、無償で速やかに取り替えること。
- (12) 植栽の維持管理を適正かつ円滑に行うため、必要に応じて事前に市と協議を行うこと。

2 植栽維持管理業務

(1) 樹木の維持管理

樹形を乱す不要な枝、込み枝、病虫害・日照状態等による虚弱枝の剪定等、樹種ごとの特性や育成状況を踏まえ、適正な維持管理に努めること。

施肥は、樹種ごとの特性や植物の状態を見ながら適切に行うものとするが、多過ぎる場合には、濃度障害を起こすおそれがあるため、基本的には控えめに行うものとする。また、樹勢が弱まった樹木については、原因を究明し、必要に応じて適宜施肥を

行うものとする。なお、堆肥等は、有機質肥料を積極的に利用し地力向上を目指すこと。

予防のための薬剤散布は、原則として行わないものとし、病虫害が発症・発生した場合には、状況に応じて発生した枝葉の切除等を適切に対処するとともに、やむを得ない場合は、薬剤散布を行うなど、適切な方法で速やかに対処するものとする。

自動灌水装置の撒きむらや量の不足について日常的に点検を行い、必要に応じて人力による灌水を行うこと。

(2) 除草

除草は、美観維持と植栽植物の健全育成、雑草繁茂の防止等を目的として、適切な時期及び頻度で実施するものとする。

除草については、雑草の繁殖・生長が目立ち始めてからの除去でもよいが、必要に応じて雑草が大きく生長しないうちに根本から抜き取るなど、定期的な点検の下、なるべく早く除去するよう留意するものとする。

また、春の雑草（5月下旬から6月頃）、秋の雑草（10月下旬から11月頃）が種子を散布しないよう特に留意するものとする。

樹木、生垣、柵等に絡んでいるつる性雑草等もきれいに除去すること。

(3) 芝生管理業務

芝刈り、灌水、施肥、目土、エアレーション、抜取除草等のほか、広場における巡回、見守り、児童センター利用者に対する啓発活動及び不適切な利用に対する注意の呼び掛けなどを行うこと。児童センター利用者が安全、かつ快適に利用できるよう適正な維持管理をすること。また、芝生の張替えについては、適宜実施すること。

(4) 刈草、枝葉等の搬出

業務によって発生した刈草、枝葉等については、関連する法令に従い適正に処分すること。